

(証券コード7901)

2026年7月7日

(電子提供措置の開始日 2026年7月1日)

株 主 各 位

北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号

株 式 会 社 マ ッ モ ト

代表取締役社長 松 本 大 輝

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報
(電子提供措置事項) について電子提供措置をとっており、インターネット
上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイト
にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.matsumoto-inc.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトへアクセスのうえ、「2026年定時株主総会招集通知」を選択
いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取
引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご
確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」
に「マツモト」または「コード」に当社証券コード「7901」を入力・
検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」
にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上インターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2026年7月22日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年7月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 北九州市小倉北区上富野四丁目1番25号
松柏園ホテル
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第38期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合、TLS 暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年7月22日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログイン ID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用 QR コード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログイン ID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・ スマートフォン機種により QR コードでのログインが出来ない場合があります。QR コードでのログインが出来ない場合には、上記 2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※ QR コードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費が持ち直し、景気は緩やかな回復基調を示している一方で、物価上昇やイラン情勢の緊張などの影響も懸念される状況にあります。また、印刷業界におきましては、情報媒体のデジタル化や地球環境保護に対する意識の高まりによりペーパーメディアの需要構造は変化しており、各社において事業構造の転換が進みつつある局面でもあります。

当社におきましては既存事業の収益力強化に向けた抜本的な構造改革を進めるとともに、教育分野における新たな価値創出を目指した「DAT (Digital Asset Treasury) 構想」を掲げ、学校アルバム事業で培った教育分野での知見を活かした新たなサービスの検討およびパートナー企業との連携を急ピッチで進めております。当社が教育分野において長年蓄積してきた学校ネットワークを活用し、人材の能力をより正確に測り、可視化し、これらと金融を融合させるような全く新しいサービスの展開を検討しています。

このような状況の下、当事業年度の経営成績につきましては、売上高は、前事業年度比2.0%減の2,126百万円となりました。部門別の状況は次のとおりであります。

[学校アルバム部門]

学校アルバム部門は少子化の進行による市場規模の縮小に加え、印刷不況下での価格競争激化により厳しい事業環境が続いており、当事業年度においては前事業年度比0.2%減の1,721百万円となりました。

[一般商業印刷部門]

一般商業印刷部門につきましてもペーパーメディア需要の変化の影響を受け、当事業年度の売上高は、前事業年度比9.1%減の404百万円となりました。

損益につきましては、採用抑制による労務費の減少に加え、前事業年度に固定資産の減損損失を計上したことに伴う減価償却費の減少などにより、製造原価の低減が進みました。その結果、売上原価は前事業年度比155百万円減少いたしました。また、保険解約に係る営業外収益、土地・投資有価証券の売却や役員退職慰労引当金の戻入に係る特別利益を計上したこともあり、各損益は営業損失159百万円（前事業年度比105百万円損失減）、経常損失84百万円（前事業年度比176百万円損失減）、当期純利益155百万円（前事業年度は当期純損失653百万円）となりました。

(2) 資金調達の状況

運転資金を効率的に調達するため、取引銀行1行と貸越極額500百万円の当座貸越契約を締結しております。また、当事業年度において社債200百万円の調達を行っております。

(3) 設備投資の状況

当期は、印刷機械等33百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産および損益状況の推移

区 分	第35期 (2022年度)	第36期 (2023年度)	第37期 (2024年度)	第38期(当期) (2025年度)
売 上 高(百万円)	2,242	2,214	2,169	2,126
経 常 利 益(百万円)	32	△137	△261	△84
当期純利益(百万円)	74	△86	△653	155
1株当たり当期純利益	65円74銭	△76円50銭	△577円14銭	137円76銭
総 資 産(百万円)	2,825	2,836	2,085	2,367
純 資 産(百万円)	1,514	1,461	825	996

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。

(5) 対処すべき課題

当社は当事業年度において営業損失159百万円、経常損失84百万円を計上し、3期連続で営業損失及び経常損失となりました。さらに4期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなりました。

当社売上高のおよそ81%を占める学校アルバム部門は、卒業シーズン前の2月、3月に売上が集中します。この売上債権の回収は3月～4月に集中するため、12月～1月に先行して発生する仕入債務の支払や諸費用の支払を手元資金及び銀行借入によって賄っておりますが、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスにより当事業年度末日後1年内の資金繰りに懸念があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社では、当該状況を解消すべく次の施策を行うこととしております。

- ① 学校アルバム販売価格の適正化による収益の改善
- ② 労務費及び人件費の削減
- ③ 拠点の集約・売却等による効率化

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社は、印刷物の製造販売を主たる事業としており、その製品は次のとおりであります。

学校アルバム……幼・小・中・高・専・大学ならびに各種学校等向け卒業アルバム、記念アルバム、記念誌他

一般商業印刷……ポスター、カタログ、パンフレット、ダイレクトメール、カレンダー他

インターネット関連事業……デジタル写真アルバム（Kぴい・メモリオ）
自費出版（ホンニナル出版）
印刷通信販売（プリエイト）
写真プリント販売（ギガフォトレージ）

(7) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況（2026年4月30日現在）

①営業所および工場

本社 北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号

名 称	所 在 地
営業所	
東京営業所	東京都品川区
名古屋営業所	名古屋市中区
福岡営業所	福岡市博多区
デザインセンター	北九州市門司区
工 場	
松原工場（印刷・製本）	北九州市門司区
猿喰工場（製版・印刷）	北九州市門司区
社ノ木工場（製本・オンディマンド印刷）	北九州市門司区
高浜工場（オンディマンド印刷・製本）	北九州市小倉北区

②従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
164名	△23名	45.4歳	16.4年

(注) 上記従業員の外に、期中平均91名のパートタイマーがおります。

(8) 主要な借入先 (2026年4月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社大分銀行	239百万円

2. 株式に関する事項 (2026年4月30日現在)

- 発行可能株式総数 3,866,700 株
- 発行済株式の総数 1,143,900 株
(うち自己株式 11,841 株)
- 株主数 1,799 名
- 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
Brand New Retail Initiative Fund	112,400	9.93
中村規	100,000	8.83
松本敬三郎	86,300	7.62
株式会社大分銀行	43,200	3.82
森原智明	38,000	3.36
株式会社福岡銀行	28,500	2.52
中尾祐子	15,900	1.40
松本大輝	15,300	1.35
梶川雄一	12,000	1.06
朴弘心	11,900	1.05

(注) 持株比率は、自己株式 (11,841 株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2026年4月30日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 常務取締役 取締役	松本 大輝 柳川 尚 杉本 佳彦	アルバム・新規事業営業推進部長 公認会計士 GreenBee株式会社 社外監査役
常勤監査役 監査役 監査役	金井 義行 藤岡比左志 松井 博昭	株式会社アットマーク・ラーニング社外取締役 AI-EI法律事務所 弁護士 ニューヨーク州弁護士 信州大学特任教授

- (注) 1. 取締役杉本佳彦氏は、社外取締役であり、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役藤岡比左志氏および監査役松井博昭氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役杉本佳彦氏、監査役藤岡比左志氏および監査役松井博昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は社外取締役杉本佳彦氏、社外監査役藤岡比左志氏および社外監査役松井博昭氏との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役、監査役の全員であります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

①役員区分ごとの報酬等の総額

区分	人数	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	報酬等の総額
取締役	5名	62,608千円	-	-	62,608千円
監査役	3名	8,575千円	-	-	8,575千円
計 (うち社外役員)	8名 (3名)	71,183千円 (4,905千円)	-	-	71,183千円 (4,905千円)

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した23,033千円を含んでおり、このうち22,858千円が取締役分であり、175千円が監査役分であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1993年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額20,000千円以内と決議されております。なお、当該決議がなされた時点での取締役の員数は6名です。
4. 監査役 of 報酬限度額は、1993年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議されております。なお、当該決議がなされた時点での監査役の員数は2名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

1. 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、世間基準・業界水準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間基準・業界水準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、退職慰労金は、株主総会での承認を条件として、退職慰労金規程に基づき決定し、取締役会決議後一定の時期に支払うものとします。

3. 基本報酬の額・業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社取締役の報酬は、業績連動報酬、非金銭報酬等の支給はなく、基本報酬のみがその金額を占めるものとします。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項
 個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長の松本大輝氏はその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、世間基準・業界水準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬の額を決定するものとします。代表取締役社長の松本大輝氏に権限を委任した理由は、当社の事業環境や経営状況、役員の役割や成果等を熟知し、さらに長年にわたり経営を担っている経験もふまえ、総合的かつ客観的に役員を評価し、役員の報酬額を決定できると判断したためです。

従いまして、当社取締役会としては、上記のプロセスにより決定された当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	杉本 佳彦	同氏は当期に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に公認会計士として財務・会計ならびに経営管理に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行うとともに、当社コーポレートガバナンスの強化ならびに客観的な立場での経営の監督において適切な役割を果たしております。
監査役	藤岡比左志	同氏は当期に開催された取締役会14回のうち13回に出席および当期に開催された監査役会14回のうち13回に出席し、長年にわたる経営者としての高い見識と豊富な経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。
監査役	松井 博昭	同氏は当期に開催された取締役会14回の全てに出席および当期に開催された監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士として法令遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社長がコンプライアンス責任者となりコンプライアンス行動指針を定めるとともに、取締役および使用人に周知を徹底する。

② 取締役および使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的実施することにより、コンプライアンス意識を高める。

③ 使用人は、職場内や業務において法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。その報告は総務部を窓口とし、通報者に不利益を及ぼさないようにするとともに、社長まで届くようにする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき取締役会議事録等を書面または電磁的記録により、適切かつ確実に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程を定め危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決および損害の極小化ならびに危機の再発防止をはかる。
- ② 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これには取締役全員が参加し、事業および業務に係るリスクを把握し管理する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定する。
- (5) 当該株式会社の業務の適正を確保するための体制
前記「(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を適用すること等により、業務の適正を確保する体制を確立する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、現組織においては経営管理部ないしは総務部からその人員を配置することとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号において配置された使用人は、監査役会において人事考課を行うこととし、監査役の職務を補助するにあたっては、監査役の指揮命令のみに従うこととする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制
 - ① 取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。
 - ② 監査役が監査に必要な情報を適確かつ迅速に入手できるように社内各部署から資料の提出および情報の提供が速やかにできる体制を整備する。
 - ③ 当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
 - ② 監査役は内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行する。
 - ③ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携をはかることのできる環境を整備する。

- ④ 当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの適切な整備および運用を行い、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化、内部監査体制の充実に取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

社長がコンプライアンス責任者となり、取締役および使用人に対し継続して定期的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透および高揚に努めました。

(2) リスク管理体制

社長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、事業および業務に係るリスクの抽出ならびに対応策が報告、協議されております。

また、適宜是正改善を行い、必要に応じて再発防止の取組みを実施してまいりました。

(3) 内部監査体制

当社の内部監査は経営管理部が担当し、監査役ならびに会計監査人とも連携をはかり有効な内部監査を行ってまいりました。

(注) 本事業報告に記載の金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,084,146	流 動 負 債	732,956
現金及び預金	676,676	買掛金	259,730
受取手形	3,611	短期借入金	200,000
電子記録債権	3,574	1年以内返済予定長期借入金	7,152
売掛金	287,442	リース債務	46,517
商品及び製品	3,700	未払金	78,373
仕掛品	38,998	未払費用	38,068
原材料及び貯蔵品	60,579	未払法人税等	1,779
前払費用	7,120	未払消費税等	63,958
その他の流動資産	3,361	賞与引当金	15,300
貸倒引当金	△ 920	その他の流動負債	22,076
固 定 資 産	1,283,031	固 定 負 債	637,795
有形固定資産	1,007,477	長期借入金	32,120
建物	252,445	社債	200,000
構築物	2,124	リース債務	210,989
機械及び装置	0	退職給付引当金	92,872
車両及び運搬具	0	役員退職慰労引当金	45,640
工具器具及び備品	0	資産除去債務	26,756
土地	628,406	繰延税金負債	29,416
リース資産	124,500	負 債 合 計	1,370,751
投資その他の資産	275,554	純 資 産 の 部	
投資有価証券	145,199	株 主 資 本	927,190
破産更生債権等	3,749	資本金	100,000
敷金	63,930	資本剰余金	689,311
保険積立金	66,475	資本準備金	100,000
貸倒引当金	△ 3,800	その他資本剰余金	589,311
		利 益 剰 余 金	155,955
		その他利益剰余金	155,955
		繰越利益剰余金	155,955
		自 己 株 式	△ 18,075
		評価・換算差額等	69,236
		その他有価証券評価差額金	69,236
資 産 合 計	2,367,178	純 資 産 合 計	996,426
		負債及び純資産合計	2,367,178

損 益 計 算 書

(2025年 5月 1日 から
2026年 4月 30日 まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,126,156
売 上 原 価	1,774,699
売 上 総 利 益	351,457
販売費及び一般管理費	510,785
営 業 損 失	△ 159,327
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	16
受 取 配 当 金	3,858
為 替 差 益	7,385
保 険 解 約 返 戻 金	87,160
不 動 産 賃 貸 収 入	21,204
雑 収 入	2,020
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	20,011
社 債 利 息	2,876
不 動 産 賃 貸 原 価	13,051
資 金 調 達 費 用	10,000
雑 損 失	1,270
経 常 損 失	△ 84,893
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	100,970
投 資 有 価 証 券 売 却 益	62,597
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	30,000
不 動 産 違 約 金	53,200
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4,140
税 引 前 当 期 純 利 益	157,734
法人税、住民税及び事業税	1,779
当 期 純 利 益	155,955

株主資本等変動計算書

(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	100,000	2,421,310	2,521,310	△1,831,998	△1,831,998
事業年度中の変動額						
欠損填補			△1,831,998	△1,831,998	1,831,998	1,831,998
当期純利益					155,955	155,955
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,831,998	△1,831,998	1,987,954	1,987,954
当期末残高	100,000	100,000	589,311	689,311	155,955	155,955

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計		
	自 株	己 式	株 資 合 計	主 本 計			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
当期首残高	△18,075		771,235		49,722	49,722	4,209	825,167
事業年度中の変動額								
欠損填補			-					-
当期純利益			155,955					155,955
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					19,513	19,513	△4,209	15,304
事業年度中の変動額合計	-		155,955		19,513	19,513	△4,209	171,259
当期末残高	△18,075		927,190		69,236	69,236	-	996,426

個別注記表

I 継続企業の前提に関する注記

当社は当事業年度において営業損失 159,327 千円、経常損失 84,893 千円を計上し、3 期連続で営業損失及び経常損失となりました。さらに 4 期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなりました。

当社売上高のおよそ 81% を占める学校アルバム部門は、卒業シーズン前の 2 月、3 月に売上が集中します。この売上債権の回収は 3 月～4 月に集中するため、12 月～1 月に先行して発生する仕入債務の支払や諸費用の支払を手元資金及び銀行借入によって賄っておりますが、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスにより当事業年度末日後 1 年内の資金繰りに懸念があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社では、当該状況を解消すべく次の施策を行うこととしております。

① 学校アルバム販売価格の適正化による収益の改善

主力事業である学校アルバムについては、原材料価格や物流費等の高騰により製造コストが上昇する一方、少子化の進行に伴う競争環境の変化により販売価格への十分な転嫁が進まず、収益性の低下が継続しております。このため、当社では全社的な価格改定方針のもと、顧客への説明及び協議を進めながら販売価格の適正化に取り組んでおります。

② 労務費及び人件費の削減

現状では、営業活動の季節偏重に則った経営資源の配分が固定費の高止まり要因となり、中でも当社の製造原価の約 4 割を占める労務費、販売費及び一般管理費の約 5 割を占める人件費が収益を圧迫しております。そのため、新規採用の抑制や人件費構成の見直しを進めるとともに、経営責任の明確化を目的として代表取締役報酬の 40% 減額を実施いたします。また、組織体制の見直しや業務効率化を推進し、固定費の圧縮に取り組んでまいります。これらの施策により、労務費及び人件費を前年比約 4% 削減することを計画しております。

③ 拠点の集約・売却等による効率化

一部工場やオフィスの統合を行い、資産の圧縮や製造工程の効率化を計画しております。なお、新規の設備投資についても当面の間更新投資のみといたします。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られていないものもあるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映していません。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) 但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法。少額減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、3年間で均等償却。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：10年～65年、機械及び装置：10年

(2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

学校アルバム部門、一般商業印刷部門の製造販売を主たる事業とし、これらの販売は顧客との請負契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。収益については、製品を引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から顧客への製品移転までの期間が通常の間と判断しているため、出荷時点で収益を認識しております。

なお、顧客へのサービスにおける当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領し、重要な金融要素は含んでおりません。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産

建物	8,279 千円
土地	294,889 千円
合計	<u>303,168 千円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000 千円
1年以内返済予定長期借入金	7,152 千円
長期借入金	<u>32,120 千円</u>
合計	<u>239,272 千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,213,476 千円

3. 財務制限条項

社債 200,000 千円について財務制限条項が付されており、当社に以下の事情が生じた場合に一括償還する可能性があります。

・直近決算（四半期決算を含む）において自己資本比率が10%未満となった場合

Ⅳ 損益計算書に関する注記

1. 不動産違約金

当社において、賃貸借契約の中途解約に伴い違約金を受領したものであります。

V 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
発行済株式 普通株式	1,143,900 株	一株	一株	1,143,900 株	—
合 計	1,143,900 株	一株	一株	1,143,900 株	—
自己株式 普通株式	11,841 株	一株	一株	11,841 株	—
合 計	11,841 株	一株	一株	11,841 株	—

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

3. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、売上高の季節変動への対処として短期的な運転資金を銀行から借入しております。また、中長期的な運転資金として社債（私募債）を発行しております。余裕資金の運用は、安全で流動性の高い金融資産にて行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券（※2）	143,199千円	143,199千円	—
資産計	143,199千円	143,199千円	—
社 債	200,000千円	198,582千円	△1,417千円
リース債務（1年内含む）	257,507千円	256,167千円	△1,340千円
負債計	457,507千円	454,749千円	△2,757千円

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない非上場株式（貸借対照表計上額2,000千円）は、上記の「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
当事業年度（2026年4月30日）

	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株 式	143,199千円	—	—	143,199千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2026年4月30日）

	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社 債	—	198,582千円	—	198,582千円
リース債務(1年内含む)	—	256,167千円	—	256,167千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

・社債

社債の時価については、元利金の合計額を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定し、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・リース債務（1年内含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定し、その時価をレベル2の時価に分類しております。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業所税	176 千円
賞与引当金等	6,056 千円
投資有価証券評価損	4,539 千円
退職給付引当金	31,966 千円
役員退職慰労引当金	15,709 千円
貸倒引当金	1,307 千円
資産除去債務等	11,394 千円
償却資産償却限度超過額	232,150 千円
非償却資産評価減	69,097 千円
繰越欠損金	660,365 千円
繰延税金資産小計	1,032,763 千円
評価性引当額	△ 1,032,763 千円
繰延税金資産合計	- 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	29,416 千円
繰延税金負債合計	29,416 千円
繰延税金負債の純額	29,416 千円

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

会社の役員及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要 株主	Brand New Retail Initiative Fund 投資事業 有限責任組合	東京都 港区	-	投資 事業	(被所有) 直接 9.9	-	社債の 発行	200,000	社債	200,000

- (注) 1. 社債については市場金利等を勘案し、両者協議のうえ決定しております。
 2. Brand New Retail Initiative Fund 投資事業有限責任組合は、2026年4月15日付で株式譲渡により当社の株式保有割合が減少したため主要株主でなくなっております。

Ⅹ 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

	学校アルバム	一般商業印刷	合 計
売 上 高			
顧客との契約から生じる収益	1,721,749千円	404,407千円	2,126,156千円
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,721,749千円	404,407千円	2,126,156千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅱ 重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は下記のとおりであります。
なお、契約負債は、主に製品の引渡し前に顧客から受取った対価であります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	262,996千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	294,629千円
契 約 負 債 （ 期 首 残 高 ）	16,773千円
契 約 負 債 （ 期 末 残 高 ）	6,023千円

Ⅺ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

880円19銭

2. 1株当たり当期純利益

137円76銭

Ⅻ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月25日

株式会社 マツモト

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本千人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣住成洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツモトの2025年5月1日から2026年4月30日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されており、会社は3期連続で営業損失及び経常損失を計上しており、さらに4期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなったために、当事業年度末日後1年内の資金繰りに懸念がある状況となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役会及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、松本社長、担当取締役等の監査役会参加も含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企

業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月26日

株式会社 マツモト	監査役会
監査役 (常勤)	金井 義行 (印)
監査役	藤岡比左志 (印)
監査役	松井 博昭 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、本店所在地の定款上の表示を「北九州市門司区」から「北九州市」に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>北九州市門司区</u> におく。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>北九州市</u> におく。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役松本大輝、柳川尚、杉本佳彦の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名(社外取締役1名を含む)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	まつもと だい き 松本 大輝 (1981年 8 月18日生)	2007年1月 富士ゼロックス株式会社 (現富士フイルムビジネス イノベーション株式会社) 入社 2008年4月 当社入社 2008年12月 当社東京営業所長 2009年7月 当社常務取締役営業本部長 2022年7月 当社代表取締役社長(現任)	15,300株
2	やながわ たかし 柳川 尚 (1959年 2 月 6 日生)	1982年4月 大日本スクリーン製造株式会社 (現株式会社SCREENホール ディングス) 入社 2005年6月 富士フイルムグラフィックシステムズ 株式会社入社 2012年6月 富士フイルム株式会社 米国・欧州グラフィック事業部長 2018年3月 富士フイルムグラフィックソリューシ ョンズ株式会社 常務執行役員 2024年5月 当社入社執行役員 2024年7月 当社常務取締役(現任)	－株
3	すぎもと よしひこ 杉本 佳彦 (1964年12月26日生)	1989年10月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1993年8月 公認会計士登録(現任) 2014年8月 杉本公認会計士事務所開設 2015年7月 当社取締役(現任) 2023年3月 株式会社sMedio (現GreenBee株式会社) 社外監査役(現任)	－株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉本佳彦氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 杉本佳彦氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験や専門知識等を当社の経営に反映していただくためであり、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は杉本佳彦氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役金井義行氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役の候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かない よしゆき 金井 義行 (1960年6月6日生)	1983年 4月 小西六ユービックス株式会社 (現コニカミノルタ株式会社)入社 1989年 5月 富士ゼロックス株式会社 (現富士 フィルムビジネスイノベーション株式 会社)入社 2018年 9月 当社入社東京営業所特命担当課長 2022年 7月 当社監査役(現任)	- 株

(注) 監査役候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。

第4号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により、退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。また、監査役会が佳生監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に応じた監査体制、専門性、独立性、品質管理体制および監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2026年4月30日現在)

名 称	佳生監査法人		
事 業 所	主たる事務所 東京都港区赤坂5丁目2番33号 IsaI Akasaka 710		
沿 革	2025年1月	佳生監査法人 設立	
概 要	出 資 金	1,000万円	
	構 成 人 員	社員(公認会計士)	5名
		職員(公認会計士)	12名
		職員(そ の 他)	3名
		合 計	20名

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場：北九州市小倉北区上富野四丁目1番25号

松柏園ホテル

TEL(093)511-2228

